

忠犬タマ公委員会 運営規約

第1条 (会の目的)

「忠犬タマ公」の逸話を世の中に広め、伝承するための団体である「忠犬タマ公委員会」の活動運営業務を円滑に進め地域に貢献し、参加者の絆を深めるための活動を行うことを目的とする。

第2条 (名称)

この会の名称を以下のとおりとする。
「忠犬タマ公委員会」

第3条 (事務局所在地)

この会の所在地を以下に置く。
〒959-1718 新潟県五泉市下阿弥陀瀬 961 (副委員長 瀧澤準)

第4条 (会員)

第1条 (会の目的) に賛同出来る者。

第5条 (役員)

この会に以下の役員を置く。
委員長 1名
副委員長 1名

第6条 (役員の任期)

役員の任期は1年(12/31まで)とする。
再任は妨げない。

第7条 (委員長)

委員長は会を代表し、円滑な運営に努める。副委員長は代表を補佐し、委員長が欠員のときは代表の職務を遂行する。

第8条 (運営)

概ね、年12回の運営会議を開催する。重要事項については、会員による運営会議を行い円滑な業務遂行に務める。運営会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決定する。

第9条（年会費）

会員の年会費を1,000円とし、原則これを財源に運営費用として充てるものとする。

第10条（規約改正）

この規約は、会員の過半数の同意をもって改正することが出来る。

第11条（設立年月日）

平成29年4月1日 設立

【附則】

1. 会の役員は次の会員とする。（平成29年4月1日～）
委員長 〒959-1764 新潟県五泉市宮野下 5994-1 伊藤和幸
副委員長 〒959-1718 新潟県五泉市下阿弥陀瀬 961 瀧澤準
2. この規約は平成29年6月1日から施行する。
3. この規約は平成31年2月21日から改定施行する。